

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から46年3月まで
② 平成6年9月から8年10月まで

私は、私が厚生年金保険に加入していた期間を除き、婚姻後は夫婦二人の国民年金の記録が同じになるよう配慮しながら、国民年金保険料の納付又は免除申請していたにもかかわらず、私のみ申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月24日に払い出されたものと推認され、当該払出以降、申立期間②を除き、申立人とその夫が申請免除とされている期間はほぼ一致している上、申立人が居住している市町村役場から、夫婦の一方のみが免除申請した場合、その配偶者に対して免除申請の勧奨や意向確認を行っていたと回答していることを踏まえると、申立期間②のうち、申立人の夫が申請免除とされている平成7年11月から8年3月までの期間については、申立人も免除申請していたものと考えても不自然ではない。
- 2 一方、申立期間①について、国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、当初、申立期間①は申請免除とされていたことが確認できるところ、申請免除の始期は、申請月前の直近の基準月（3か月ごとに到来する納付期限月）とされており、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和47年2月24日）から判断すると、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を免除申請することはできなかつたものと考えられる上、申立期間①のうち、昭和41年1月から44年12月までの期間は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、平成6年9月から7年10月までの期間及び8年4月から同年10月までの期間について、オンライン記録によると、申立

人の夫は、当該期間の国民年金保険料を過年度納付又は現年度納付していることが確認できるものの、申立人は、夫と同じように納付していたはずと主張しているものの納付に関する記憶は明確で無く、当該期間の国民年金保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人が申立期間①並びに申立期間②のうち、平成6年9月から7年10月までの期間及び8年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 6 月から 2 年 3 月までの期間及び 2 年 12 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 6 月から 2 年 3 月まで
③ 平成 2 年 12 月から 3 年 3 月まで

私は、私の母親が国民年金の加入手続を行い、私の両親との三人分の国民年金保険料を納税組合の集金人又は市町村役場の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月以降に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、53 年 2 月から 60 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、61 年 1 月から 63 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるため、集金人及び市町村役場の窓口では収納できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は家族三人のうちの誰かが納税組合の集金人又は市町村役場の窓口で納付していた旨を主張しているところ、申立人は、国民年金保険料の納付時期や納付金額等に関する記憶は明確でなく、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に他界している上、申立人の父親からの事情を聴取することが困難であることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間①、②及び③における保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間の合計は 136 か月と長期間に及んでいる上、申立人及び申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 6 月まで

私は、20 歳になったころ、私の義母が国民年金の加入手続を行うとともに、義父母が集金人に国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が納付済とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 8 月 19 日に払い出されたものと推認されるどころ、オンライン記録によると、申立期間のうち 45 年 3 月から 46 年 4 月までの期間は、国民年金の任意加入となる期間であり、当該期間の保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立期間は国民年金の未加入期間である上、国民年金受付処理簿によれば、申立人と同じ日（昭和 46 年 8 月 19 日）に払い出されたものと推認されるものの、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、申立人より 160 番以上先に払い出されていることから判断すると、申立人は、申立人の夫より遅れて国民年金の加入手続を行うとともに、申立人の夫の国民年金保険料納付開始月（昭和 46 年 5 月）より遅れて国民年金保険料の納付を開始したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料を納付していたとされる義父母は、申立人の国民年金の加入手続をした時期及び保険料の納付金額等について記憶が明確でない。

加えて、申立人の義父母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付

していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年5月までの期間、9年7月、及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年5月まで
② 平成9年7月
③ 平成10年4月から11年3月まで

私は、私の母親が国民年金の加入や納付に関する手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金保険料は口座振替により納付していたと述べているが、オンライン記録によると、平成12年3月までのうち、納付済とされている期間（合計33か月）の国民年金保険料は、いずれも過年度納付されていることが確認でき、少なくとも口座振替により納付することはできなかつたものと考えられることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金の加入手続等を行っていたとする申立人の母親は、口座振替の手続を行う前に納付書により国民年金保険料を納付したことがあると述べているものの、納付時期、納付回数及び納付金額等について記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、前述の過年度納付に係る収納年月日は、「平成10年7月27日」（平成8年6月分）からとされていることが確認できることから、当該収納年月日において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付できなかつたものと考えられる。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人及び申立人の母親が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 9 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 9 年 4 月まで

私は、国民年金の加入手続をした明確な記憶は無いが、当時居住していた会社の寮へ集金に訪れていた市町村役場職員に納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が厚生年金保険に加入したことを契機に平成 9 年 5 月 8 日に付番されていることが確認できるものの、申立期間は国民年金未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時居住していた会社の寮へ集金に訪れていた市町村役場職員に納付していたと述べているものの、納付金額や回数等について具体的な記憶が無い上、市町村役場によれば、申立期間当時、同市町村役場職員が国民年金保険料を集金することは無く、会社の寮が所在する地区には集金人組織も存在していなかったと説明しており、申立期間における申立人の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は 122 か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、私の母親が、大学在籍中であった私の国民年金の加入手続を行い、私と両親の三人分の国民年金保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等によると、申立人の国民年金への加入手続は、平成 15 年 8 月 8 日に行われたものと推認され、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間とされている上、当該手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられるほか、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、大学生であった申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するには、任意加入手続を行うこととなるが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付時期や納付金額について記憶が明確でない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年4月1日まで

私は、平成3年4月1日から6年3月31日まで、A事業所に非常勤職員として継続勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が4年4月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業所の人事異動通知書等から、申立人は、平成3年4月1日から6年3月31日まで、A事業所に非常勤職員として継続勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の記憶及び複数の同僚の供述から、申立期間当時において、申立人と同様、A事業所に非常勤職員として複数年勤務していたことが確認できる4人の同僚は、オンライン記録によると、申立人と同様、同事業所での厚生年金保険の加入期間は平成3年4月1日から4年4月1日までの1年間のみとされていることが確認できる。

また、C組合からの回答によると、申立人は、申立期間において、任意継続被保険者であったことが確認できる上、前述の4人の同僚についても、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、任意継続被保険者となったことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA事業所での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間直前の平成4年4月1日まで国民年金の3号被保険者であった申立人の妻は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 30 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 12 月 31 日に A 社を退職したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年 12 月 30 日とされ、同年 12 月が厚生年金保険に未加入とされているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社での勤務最終日は昭和 54 年 12 月 29 日であり、日曜日である同年 12 月 30 日及び年末年始の休業期間中である同年 12 月 31 日は同社に勤務していなかったものの、同社の退職日は同年 12 月 31 日であった旨を主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社での離職日は昭和 54 年 12 月 29 日とされている上、同社が加入していた厚生年金基金の記録においても、申立人の加入期間は 54 年 12 月 30 日までとされている。

また、当時の A 社の経理担当者は、「給与の締め日は毎月 20 日であり、厚生年金保険料は翌月控除であった。」「締め日以降月末までに退職した場合は、日割により計算された給与を勤務最終日に支給しており、当該給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」旨を供述している。

さらに、オンライン記録により、昭和 46 年 10 月 13 日から 56 年 1 月 27 日までの期間に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 219 人の同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日を見ると、うち 195 人は「1 日」以外の日とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 376 (事案 284 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月ごろから 35 年 6 月ごろまで

私は、昭和 34 年 5 月ごろから 35 年 6 月ごろまで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

私は、平成 21 年 10 月 26 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれるものの、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述が得られず、また、申立人は、同社に入社した際に厚生年金保険被保険者証の交付があった旨の供述をしているところ、厚生年金保険台帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者番号は、申立事業所の後に勤務したB社において払い出されていること以外に確認できないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 10 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間について、申立人は、A社に勤務していたことを示す資料として、同社での給与から学費を支出して通学していたとするC学校の卒業証書(昭和 34 年 12 月 28 日付け)、及び同社で厚生年金保険被保険者証が払い出されていたことを示す資料として、申立期間後の昭和 49 年 7 月 17 日から厚生年金保険に加入していた事業所(D社)で申立人が当該被保険者証を手渡したとする同僚からの年賀状(昭和 50 年)を提出している。
- 3 しかし、C学校の卒業証書からは、申立人のA社での勤務実態等をうかがうことはできない上、申立人が提出した年賀状の差出人からは、「私は、社会保険の事務は行っていなかったもので、申立人から厚生年金保険被保険

者証を受け取るようなこともなかった。」旨の供述が得られ、申立人の同社での勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、申立期間を含む前後の期間について、A社から新たに提出された厚生年金保険被保険者資格取得届（副）を確認したところ、申立人の氏名は記載されていない上、当該資格取得届に記載された健康保険の番号はオンライン記録とも一致しており、申立人の氏名が脱落した痕跡は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年から36年まで
② 昭和41年から45年まで

私は、申立期間①はA社の土木部にB類取扱者として、申立期間②はC社が施工する複数の工事現場に作業員として、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した「B類保安手帳」（昭和34年D県交付）の職歴欄に「A社」と記載されていることから、申立人は、同社に勤務していたこととはうかがわれるものの、当該手帳の記載内容及び当時の複数の同僚の供述からは、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、オンライン記録及びA社の被保険者原票によると、申立人が同社の土木部での同僚として氏名を挙げた6人は、申立期間①当時、同社で厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、E県での建設工事及びF県での建設工事は「G班」と呼ばれる組織の一員として、H県での建設工事は「I班」と呼ばれる組織の一員としてそれぞれ勤務し、各々の工事現場ごとの勤務期間はおおむね1年未満であった旨を主張しているところ、申立人が提出した「J技能講習修了証」（昭和43年交付）及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、当該工事現場にそれぞれ勤務していたこととはうかがわれるものの、当該同僚の供述等からは、申立人の当該工事現場に勤務していた期間を特定することはできない。

また、当時、「G班」と呼ばれる組織で事務を担当していたとされる同僚からは、「申立人は、C社の下請組織であるG班が雇用していた現場作

業員であった。また、当時のG班は個人事業所で雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、当然、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨の供述が得られた。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和42年10月4日から同年12月28日までの期間及び43年1月29日から同年8月27日までの期間（ともに事業所名は不明。）については、雇用保険に加入していることが確認できるところ、不明の事業所は、前述の事務担当者の供述等から、「G班」と呼ばれる個人事業所であったことがわかるものの、当該事業所は、オンライン記録等によると、45年7月1日に厚生年金保険の事業所として新規適用されるまで、厚生年金保険の適用事業所ではない。

一方、当時、H県での建設工事に「I班」と呼ばれる組織の一員として勤務していたとされる複数の同僚は、「申立人は、I組が募集した現場作業員であり、確かにH県での建設工事現場で一緒に仕事をしたが、それは昭和39年以前であったように思う。」旨を供述している上、オンライン記録によると、I組は、申立期間②及びそれ以外の期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が、それぞれの工事現場において、現場作業員として一緒に勤務していたと氏名を記憶する複数の同僚も、オンライン記録によると、申立期間②当時、厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から 45 年 8 月 31 日まで
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者原票において、申立人の健康保険の番号を含む前後それぞれ 100 人のうち、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている女性で、1 年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない 63 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、45 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されており、そのうちの 5 人からは、「会社に脱退手当金の請求書を提出した記憶がある。」旨の供述が得られていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 12 月 29 日から 25 年 1 月 1 日まで
② 昭和 25 年 5 月 23 日から 26 年 2 月 1 日まで

私の船員手帳によると、私は、昭和 24 年 12 月 29 日から 26 年 5 月 29 日まで、A 氏の B 丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、A の B 丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、船員保険船舶所有者名簿を見ると、A の船員保険の事業所としての新規適用年月日は昭和 25 年 1 月 1 日とされており、申立期間①は船員保険の適用事業所ではない。

また、A の船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の船員手帳に記載されている B 丸の船長及び申立人が一緒に勤務していたと氏名を記憶する同僚についても、申立人と同様、前述の「昭和 25 年 1 月 1 日」に船員保険の被保険者資格を取得している上、オンライン記録を見ても、当該同僚等が申立期間①において船員保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、申立期間②を含む昭和 26 年 5 月 29 日まで、A の B 丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の期末日となる昭和 26 年 2 月 1 日から同年 5 月 30 日まで、C 社で船員保険に加入していた記録が確認できることから、申立人は、申立期間②において、A 又は

C社で船員保険に加入していた可能性がうかがわれるところ、船員保険船舶所有者名簿を見ると、Aは25年5月23日に船員保険の適用事業所でなくなり、C社の船員保険の事業所としての新規適用年月日は26年2月1日とされていることが確認できることから、申立期間②において、両船舶所有者は船員保険の適用事業所ではない。

- 3 このほか、当時の同僚等からも、申立期間①及び②における申立人の船員保険料控除の有無等についての供述は得られず、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。